

児童扶養手当

平成22年8月1日から

# 父子家庭の皆さんにも児童扶養手当が支給されます

ひとり親家族に対する自立を支援するため、従来の母子家庭に加え、平成22年8月1日から父子家庭の父にも児童扶養手当が支給されます。

## 児童扶養手当とは

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

# 年金

# 国民年金保険料の免除制度があります

国民年金制度は、20歳以上60歳未満のすべての方が加入する制度です。老後に受け取る老齢基礎年金のほか、万が一のときは障害基礎年金や遺族基礎年金が受け取れます。

平成22年度の国民年金の保険料は月額15,100円ですが、失業や収入が少ないなどの経済的な理由で保険料の納付が困難な場合は、保険料の全額免除または一部納付（一部免除）の制度がありますので申請手続きをしてください。ただし、昨年免除を申請して該当になつた方で、申請書の中の「翌年度以降も継続して免除を希望する」欄で（はい）につけた場合は、継続して申請があつたものとみなされますので、申請する必要があります。

## 免除制度は4段階

保険料の免除制度は、「全額免除」（全額を免除）と「半額納付」（半分納付し、残

りの半分を免除）、「4分の1納付」（4分の1納付し、残り4分の3を免除）、「4分の3納付」（4分の3納付し、残り4分の1を免除）があります。

**免除期間も年金額に反映**

国民年金（基礎年金）の給付の3分の1（将来は2分の1）は国の負担でまかなわれているため、保険料が免除された期間は、老齢基礎年金の計算の際に、国の負担に相当する額が年金額に反映されます。また、万が一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金を受ける場合の受給資格にも含まれるため安心です。ただし、一部納付制度は、納付すべき一部保険料を納付しなかつた場合は、一部免除が無効となり、そのため安心です。ただし、一部未納と同じ扱いとなるため、老齢・障害・遺族の基礎年金の受給資格期間には含まれませんので、必ず一部保険料を納付するよう注意が必要です。

**免除の基準**

免除の種類	月額保険料
全額免除	0円
4分の3免除	3,780円
半額免除	7,550円
4分の1免除	11,330円

## 父子家庭の支給要件

次の一～五のいずれかに該当する子どもについて、父が子どもを監護し、生計を同じくしている場合に支給されます。

①父母が婚姻を解消した子どもも

②母が死亡した子どもも

③母が一定程度の障害の状態にある子どもも

④母の生死が明らかでない子どもも

⑤その他（母が一年以上遺棄している子ども、母が一年

している子どもなど）が監護・養育の所得などにより決められます。

以上拘禁されている子ども、が婚姻によらないで懐胎した子どもなど）

## 申請時期

平成22年8月1日（日）～

## 手当額（月額）

平成22年8月1日（日）～

## 申請手続き

受給資格者（ひとり親家庭の父や母など）が監護・養育する子どもの数や受給資格者の所得などにより決められます。

児童扶養手当を受給するためには、村民福祉課福祉係

## 問い合わせ

村民福祉課

福祉係☎49-3113

## 申請手続きに必要なもの

受給資格者および該当する子どもの戸籍謄（抄）本、住民票

へ申請が必要です。

が婚姻によらないで懐胎した子どもなど）

## 申請手続きに必要なもの

受給資格者（ひとり親家庭の父や母など）が監護・養育する子どもの数や受給資格者の所得などにより決められます。

## 申請手手続きに必要なもの

受給資格者および該当する子どもの戸籍謄（抄）本、住民票

## 申請手手続きに必要なもの

受給資格者（ひとり親家庭の父や母など）が監護・養育する子どもの数や受給資格者の所得などにより決められます。

## 申請手手続きに必要なもの

受給資格者（ひとり親家庭の父や母など）が監護・養育する子どもの数や受給資格者の所得などにより決められます。